

入札説明書

調達内容等件名 広島市水道局高陽浄水場で使用する電気

公 告 日 平成26年12月19日
(広島市報調達号外436号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 競争入札資格確認申請書の提出
- 6 競争入札資格確認の通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書（案）及び仕様書

- | | |
|------|----------------------------|
| 別紙 1 | 平成 2 5 年度時間最大使用電力日における負荷曲線 |
| 別紙 2 | 平成 2 6 年度時間最大使用電力日における負荷曲線 |
| 別紙 3 | 使用予定電力量及び実績 |
| 別紙 4 | 日別・時間別使用電力量の実績 |

- | | |
|-----|------------------|
| 別 添 | 競争入札参加資格確認申請書 |
| | 入札書（指定様式） |
| | 入札附属書 |
| | 委任状 |
| | 仕様書に関する質問書（指定様式） |
| | 入札書等の提出について |

1 契約者

広島市水道事業管理者

2 契約担当部局

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市水道局高陽浄水場で使用する電気 予定使用電力量 5,127,708 kWh (2年間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで(2年間)

(5) 履行場所

広島市水道局高陽浄水場

広島市安佐北区落合南六丁目1番1号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(4) 広島市競争入札参加資格の「平成26・27・28年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア 申請期間

入札公告の日から平成27年1月9日(金)までの広島市の休日を定める条例(平成3年条例第49号)第1条第1項の各号に掲げる市の休日(以下「市の休日」という。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

なお、申請期間の経過後に申請した場合は、本件調達に係る開札の日時までに当該申請に係る資格審査を終了できないおそれがある。

イ 申請書の配布方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において配布し、又は広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)の「事業者」→「入札・契約・諸手続き・税金など」→「入札・契約」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について(WTO案件)」に掲載する。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083 (直通)

ウ 申請方法

申請書等は、前記イ(申請書等の配布方法、提出場所又は問合せ先)の場所に持参するものとし、郵送又は

ファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、本市から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 競争入札参加資格確認申請書の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書の交付方法

競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ (<http://www.water.city.hiroshima.jp/>) のトップページ右上の「契約情報」→「発注見通し・入札公告・入札結果」→「入札公告・入札結果」の「平成 27 年度案件」(以下、同じ。) からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

ア 配布期間

入札公告の日から平成 27 年 1 月 23 日(金)までの市の休日を除く毎日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

イ 配布場所

前記 2 (契約担当部局) に同じ。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出方法

ア 提出期間

前記 5 (1) アに同じ。

イ 提出場所

前記 2 (契約担当部局) に同じ。

ウ 提出方法

郵送(書留郵便に限る。)又は持参。なお、郵送する場合は、書留郵便とし、提出期限日の午後 5 時までに着させること。

6 競争入札参加資格確認の通知

競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札の参加資格を有すると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記 4 の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から平成 27 年 1 月 30 日(金)までの市の休日を除く毎日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 交付場所

前記 2 (契約担当部局) に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書に関する質問

ア 仕様書に関する質問がある場合は、次により、仕様書に関する質問書を提出すること。なお、仕様書に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(7) 提出期間

入札公告の日から平成27年1月20日(火)までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 提出場所及び問合せ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局調整課

電話 082-511-6861 (直通)

(ウ) 提出方法

郵送(書留郵便)又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

(ア) 閲覧期間

平成26年12月22日(月)から平成27年1月30日(金)までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 閲覧場所

前記ア(イ)に同じ。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2(契約担当部局)に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

平成27年1月30日(金)の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、書留郵便とし、平成27年1月30日(金)の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ 入札書(指定様式)の記載項目

(ア) 入札書第何回

(イ) 年月日「平成 年 月 日」(提出日を記入すること。)

(ウ) 競争入札参加者の住所、商号(名称)、代表者職氏名及び押印(代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印)

(エ) 入札金額(参考 2年間の予定総額)及び入札金額を2年間の予定使用電力量で割った額

(オ) 基本料金単価(契約電力に対する契約希望単価)

(カ) 電力量料金単価(予定使用電力量に対する契約希望単価)

(キ) 割引料金(月額)

(ク) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号(名称)、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号(名称)及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

3 入札金額の訂正は認めない。

4 本入札書に記載する入札金額(参考 2年間の予定総額)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった2年間の予定総額の108分の100に相当する金額を記載すること。

エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、別添「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別添「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 2年間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじのうえ、割印をすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。

- (7) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (イ) 年月日「平成 年 月 日」（提出日を記入すること。）
- (ロ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）
- (エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）
- (オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- (カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (ク) 1年間の基本料金合計、電力量料金合計、割引料金合計、予定総額
- (ケ) 2年間（履行期間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額及び当該合計金額の108分の100に相当する金額（予定総額）

（注） 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。
- 2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。
- 3 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額及び2年間の予定総額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 4 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

(4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ封印し、かつ、封皮に商号（名称）及び「平成27年2月2日開札（広島市水道局高陽浄水場で使用する電気）の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記9(2)）までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをおすすめします。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること。（別添「入札書等の提出について」参照）

イ 入札書及び入札附属書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、3通それぞれ封筒に入れて封印し、その封皮には入札者の商号（名称）を記載し、「平成27年2月2日開札（広島市水道局高陽浄水場で使用する電気）の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「平成27年2月2日開札（広島市水道局高陽浄水場で使用する電気）の入札書在中」と朱書し、親展により前記2（契約担当部局）あて入札書の提出期限（前記9(2)）までに必着させなければならない。（別添「入札書等の提出について」参照）

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

(5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記4(4)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札
 - イ 一般競争入札参加資格申請書に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 入札金額を訂正したもの
 - エ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札
 - オ その他広島市水道局契約規程第10条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。）
 - カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年広島市水道局規程第11号）第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札
- (6) 代理人による入札
- ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時までに提出すること（外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。）。
 - イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。
- (7) 入札の延期等
- 入札者が相連合し、又は不穩の挙動等をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (8) 入札方法
- ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった2年間の予定総額の108分の100に相当する金額を記載すること。
 - イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。
 - ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。
- (9) 契約方法
- 契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。
- (10) 燃料調整費等
- 入札価格の算定に当たっては、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。

10 開札

(1) 開札の日時及び場所

平成27年2月2日午前10時15分
広島市水道局基町庁舎10階入札室

(2) 開札

- ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は、1名とする。）。立ち会うことができない場合は、開札時刻までに前記2の契約担当部局に連絡すること。入札参加者が立ち会わない場合、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
 - イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。
 - ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（競争入札参加資格確認通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
 - エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。
 - オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。
- (3) 落札者の決定方法
- ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で

最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引きにより落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。（広島市水道局契約規程第12条第3号、第34条第7号）

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。

オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(5) 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

(6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」（以下「改正協定」という。）の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

契 約 書 (案)

広島市水道局（以下、「発注者」という。）と、〇〇〇〇株式会社（〇〇〇〇部）（以下、「受注者」という。）とは、広島市水道局高陽浄水場で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局高陽浄水場で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金 単 価	〇, 〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
電力量料金 単 価	〇〇. 〇〇円/kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

（契約期間）

第3条 契約期間は、平成27年〇〇月〇〇日から平成29年3月31日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（履行期間）

第4条 履行期間は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第7条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の増減）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が500kWを超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第9条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第10条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、

仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。

3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号)に定める燃料費調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

4 再生可能エネルギー促進賦課金については、本市を管轄する一般電気事業者が定める電気契約要綱及び標準料金表又は特定規模需要の標準(託送)供給条件による。

(電気料金の支払及び遅延利息)

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(談合行為等の措置)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札(見積合わせを含む。以下同じ。)に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者(受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の20パーセント(ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。)に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(契約解除)

第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。

(2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規

定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

- ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
- ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
- エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。

(1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。

(2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度の歳入歳出予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 広島市中区基町9番32号

広島市

代表者 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 高広 義明

印

受注者 ○○県○○市○区○○町○番○号

○○○○株式会社

代表者 職名 氏名

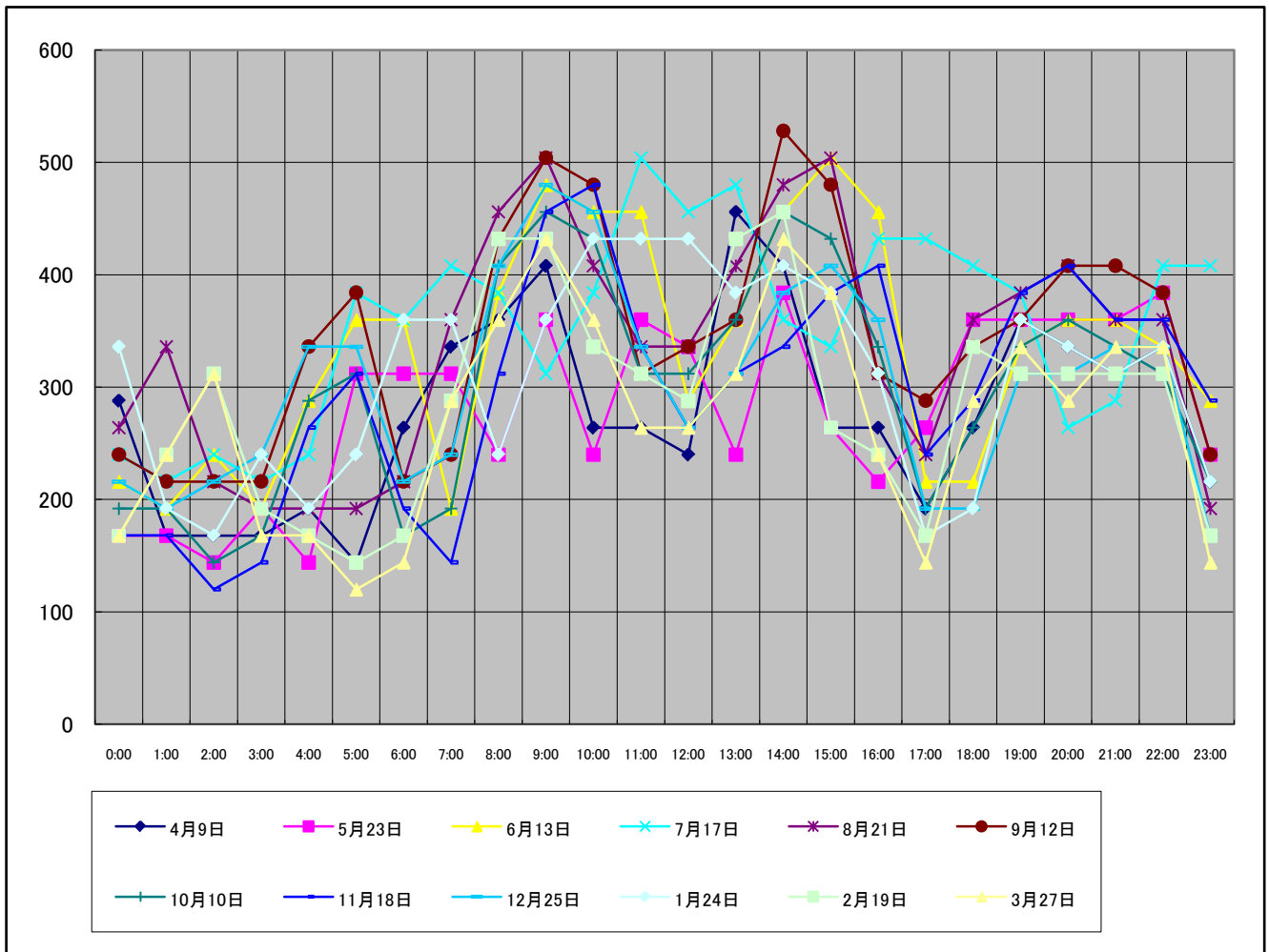
印

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号 広島市水道局高陽浄水場
受 電 設 備	高陽浄水場受変電所
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
標 準 電 圧	6,000V
標 準 周 波 数	60Hz
受 電 方 式	1回線受電
契 約 電 力	620kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される 需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	2,563,854kWh/年
使 用 期 間	平成27年4月1日 0:00 ~ 平成29年3月31日 24:00
検 針 方 法	自動検針記録(検針日は原則毎月1日)
電 力 量 計 (自動検針装置)	製造メーカー:富士電機株式会社 型 式:FP3EL-K19R(パルス2000pulse/kwh) (電子式精密電力計通信機能付)
需 給 地 点	場内の受電柱6kV配電線引込口の気中開閉器の電源側端子
保 安 責 任 分 界 点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局高陽浄水場への電力供給が停止した場合には、業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動力率調整(中央監視盤による制御)を行っている。 ・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。 ・特定規模電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、特定規模電気事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般電気事業者が定める託送供給約款による。

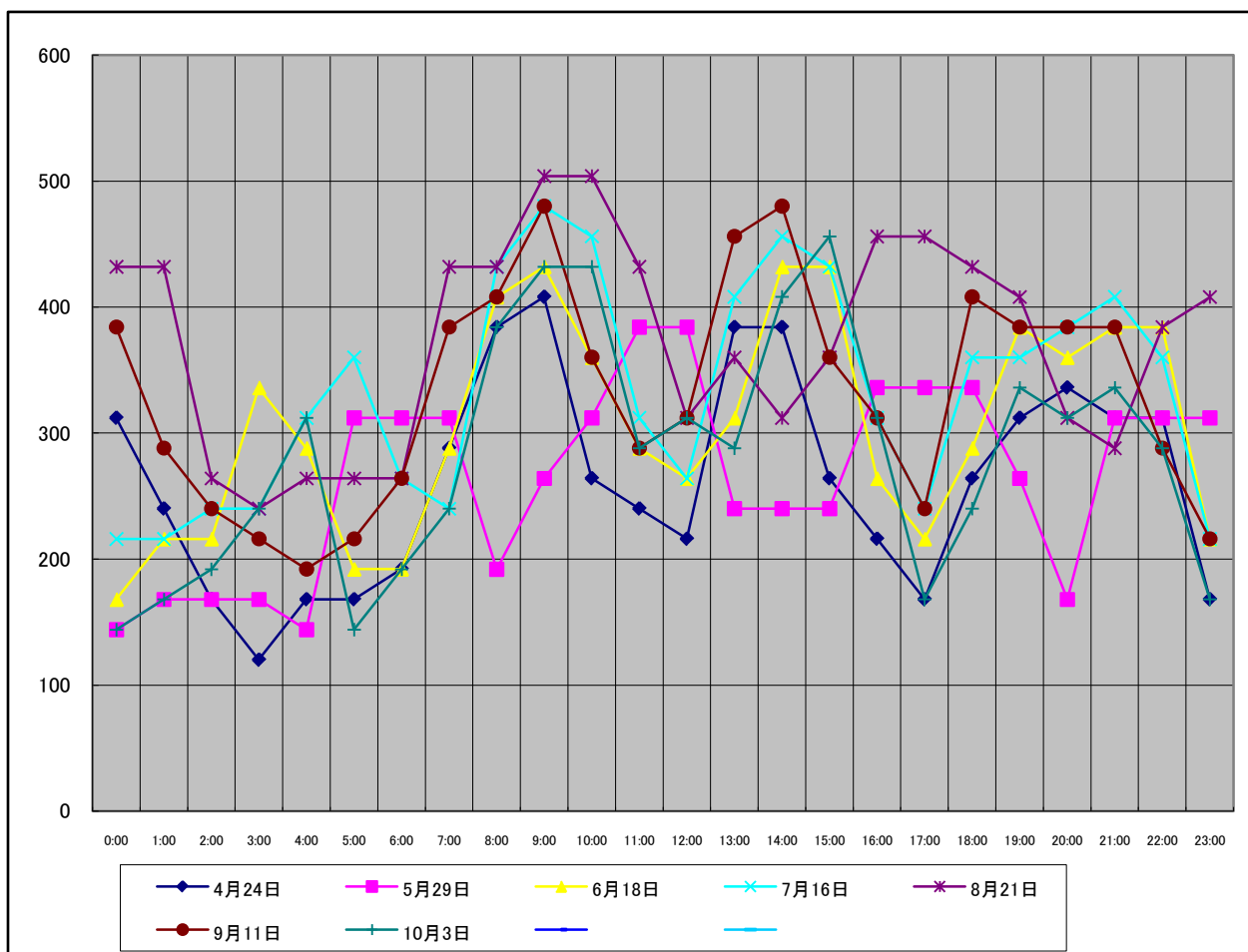
平成25年度最大使用電力日における負荷曲線(単位:kWh)

区分	4月9日	5月23日	6月13日	7月17日	8月21日	9月12日	10月10日	11月18日	12月25日	1月24日	2月19日	3月27日
0:00	288	168	216	240	264	240	192	168	216	336	168	168
1:00	168	168	192	216	336	216	192	168	192	192	240	240
2:00	168	144	240	240	216	216	144	120	216	168	312	312
3:00	168	192	192	216	192	216	168	144	240	240	192	168
4:00	192	144	288	240	192	336	288	264	336	192	168	168
5:00	144	312	360	384	192	384	312	312	336	240	144	120
6:00	264	312	360	360	216	216	168	192	216	360	168	144
7:00	336	312	192	408	360	240	192	144	240	360	288	288
8:00	360	240	384	384	456	432	408	312	408	240	432	360
9:00	408	360	480	312	504	504	456	456	480	360	432	432
10:00	264	240	456	384	408	480	432	480	456	432	336	360
11:00	264	360	456	504	336	312	312	336	336	432	312	264
12:00	240	336	288	456	336	336	312	264	264	432	288	264
13:00	456	240	360	480	408	360	360	312	312	384	432	312
14:00	408	384	456	360	480	528	456	336	384	408	456	432
15:00	264	264	504	336	504	480	432	384	408	384	264	384
16:00	264	216	456	432	312	312	336	408	360	312	240	240
17:00	192	264	216	432	240	288	192	240	192	168	168	144
18:00	264	360	216	408	360	336	264	288	192	192	336	288
19:00	360	360	336	384	384	360	336	384	312	360	312	336
20:00	336	360	360	264	408	408	360	408	312	336	312	288
21:00	312	360	360	288	360	408	336	360	336	312	312	336
22:00	336	384	336	408	360	384	312	360	336	336	312	336
23:00	216	240	288	408	192	240	216	288	168	216	168	144
合計	6,672	6,720	7,992	8,544	8,016	8,232	7,176	7,128	7,248	7,392	6,792	6,528



平成26年度最大使用電力日における負荷曲線(単位:kWh)

区分	4月24日	5月29日	6月18日	7月16日	8月21日	9月11日	10月3日					
0:00	312	144	168	216	432	384	144					
1:00	240	168	216	216	432	288	168					
2:00	168	168	216	240	264	240	192					
3:00	120	168	336	240	240	216	240					
4:00	168	144	288	312	264	192	312					
5:00	168	312	192	360	264	216	144					
6:00	192	312	192	264	264	264	192					
7:00	288	312	288	240	432	384	240					
8:00	384	192	408	432	432	408	384					
9:00	408	264	432	480	504	480	432					
10:00	264	312	360	456	504	360	432					
11:00	240	384	288	312	432	288	288					
12:00	216	384	264	264	312	312	312					
13:00	384	240	312	408	360	456	288					
14:00	384	240	432	456	312	480	408					
15:00	264	240	432	432	360	360	456					
16:00	216	336	264	312	456	312	312					
17:00	168	336	216	240	456	240	168					
18:00	264	336	288	360	432	408	240					
19:00	312	264	384	360	408	384	336					
20:00	336	168	360	384	312	384	312					
21:00	312	312	384	408	288	384	336					
22:00	312	312	384	360	384	288	288					
23:00	168	312	216	216	408	216	168					
合計	6,288	6,360	7,320	7,968	8,952	7,944	6,792	0	0	0	0	0



使用予定電力量及び実績

1 使用予定電力量（月別・時間帯別）

平成27年度	使用量見込 (kWh)	時 間 帯 別 累 計																							
		0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
4月	200,505	5,420	4,820	6,020	4,820	7,230	9,030	9,030	4,820	9,630	12,040	11,440	11,445	7,230	9,030	11,440	12,640	11,440	5,420	5,420	8,430	9,030	9,030	8,430	7,220
5月	222,161	6,010	5,340	6,670	5,340	8,010	10,010	10,010	5,340	10,670	13,340	12,680	12,631	8,010	10,010	12,680	14,010	12,680	6,010	6,010	9,340	10,010	10,010	9,340	8,000
6月	220,516	5,960	5,300	6,620	5,300	7,950	9,930	9,930	5,300	10,600	13,240	12,580	12,596	7,950	9,930	12,580	13,910	12,580	5,960	5,960	9,270	9,930	9,930	9,270	7,940
7月	235,059	11,340	11,340	6,930	6,300	6,930	6,930	6,930	11,340	11,340	13,230	13,230	11,409	8,190	9,450	8,190	9,450	11,970	11,970	11,340	10,710	8,190	7,560	10,080	10,710
8月	231,585	11,180	11,180	6,830	6,210	6,830	6,830	6,830	11,180	11,180	13,040	13,040	11,155	8,070	9,310	8,070	9,310	11,800	11,800	11,180	10,560	8,070	7,450	9,930	10,550
9月	220,706	10,650	10,650	6,510	5,920	6,510	6,510	6,510	10,650	10,650	12,430	12,430	10,656	7,690	8,870	7,690	8,870	11,240	11,240	10,650	10,060	7,690	7,100	9,470	10,060
10月	215,913	5,840	5,190	6,480	5,190	7,780	9,730	9,730	5,190	10,370	12,970	12,320	12,283	7,780	9,730	12,320	13,620	12,320	5,840	5,840	9,080	9,730	9,730	9,080	7,770
11月	200,745	5,430	4,820	6,030	4,820	7,230	9,040	9,040	4,820	9,650	12,060	11,450	11,475	7,230	9,040	11,450	12,660	11,450	5,430	5,430	8,440	9,040	9,040	8,440	7,230
12月	210,260	5,680	5,050	6,310	5,050	7,580	9,470	9,470	5,050	10,100	12,630	12,000	12,010	7,580	9,470	12,000	13,260	12,000	5,680	5,680	8,840	9,470	9,470	8,840	7,570
1月	210,439	5,690	5,050	6,320	5,050	7,580	9,480	9,480	5,050	10,110	12,640	12,010	12,009	7,580	9,480	12,010	13,270	12,010	5,690	5,690	8,850	9,480	9,480	8,850	7,580
2月	188,714	5,100	4,530	5,670	4,530	6,800	8,500	8,500	4,530	9,070	11,330	10,770	10,794	6,800	8,500	10,770	11,900	10,770	5,100	5,100	7,930	8,500	8,500	7,930	6,790
3月	207,251	5,600	4,980	6,220	4,980	7,470	9,340	9,340	4,980	9,960	12,450	11,830	11,801	7,470	9,340	11,830	13,070	11,830	5,600	5,600	8,710	9,340	9,340	8,710	7,460
合計	2,563,854	83,900	78,250	76,610	63,510	87,900	104,800	104,800	78,250	123,330	151,400	145,780	140,264	91,580	112,160	131,030	145,970	142,090	85,740	83,900	110,220	108,480	106,640	108,370	98,880

2 使用電力量及び最大需要量の実績

平成25年度

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4月分	184,008	461
5月分	185,016	430
6月分	199,704	538
7月分	223,512	547
8月分	223,200	545
9月分	201,216	521
10月分	191,784	490
11月分	180,672	499
12月分	193,992	509
1月分	190,440	468
2月分	171,192	485
3月分	182,568	451
合計	2,327,304	

平成26年度

使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
174,600	427
181,128	420
194,136	497
220,128	518
215,808	530
197,256	521
183,864	456
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
1,366,920	

平成27年度 高陽浄水場使用電力量

使用予定電力使用量(季節別・時間帯別) 単位:KWH

月	夏期昼間 時間電力量	その他期 昼間時間 電力量	ピーク時 間電 力量	夜間時間 電力量	合計
4月		110,957		89,548	200,505
5月		104,478		117,683	222,161
6月		126,577		93,939	220,516
7月	101,856	0	30,322	102,881	235,059
8月	104,869	0	31,728	94,988	231,585
9月	91,031	0	28,250	101,425	220,706
10月		119,860		96,053	215,913
11月		107,899		92,846	200,745
12月		111,196		99,064	210,260
1月		105,141		105,298	210,439
2月		106,419		82,295	188,714
3月		116,808		90,443	207,251
合計	297,756	1,009,335	90,300	1,166,463	2,563,854

高陽浄水場使用力量					高地区ポンプ所電力量					合計
夏期昼間 時間電力量	その他期 昼間時間 電力量	ピーク時間 電力量	夜間時間 電力量	小計	夏期昼間 時間電力量	その他期 昼間時間 電力量	ピーク時間 電力量	夜間時間 電力量	小計	
	73,451		58,861	132,312		37,506		30,687	68,193	200,505
	67,673		75,844	143,517		36,805		41,839	78,644	222,161
	80,856		59,589	140,445		45,721		34,350	80,071	220,516
66,710		19,754	66,670	153,134	35,146		10,568	36,211	81,925	235,059
69,149		20,804	61,898	151,851	35,720		10,924	33,090	79,734	231,585
58,972		18,217	65,134	142,323	32,059		10,033	36,291	78,383	220,706
	75,847		60,476	136,323		44,013		35,577	79,590	215,913
	70,799		60,340	131,139		37,100		32,506	69,606	200,745
	73,684		64,713	138,397		37,512		34,351	71,863	210,260
	69,392		68,089	137,481		35,749		37,209	72,958	210,439
	71,661		54,538	126,199		34,758		27,757	62,515	188,714
	78,760		60,183	138,943		38,048		30,260	68,308	207,251
194,831	662,123	58,775	756,335	1,672,064	102,925	347,212	31,525	410,128	891,790	2,563,854

日別・時間別使用電力量の実績

別紙4

(単位：kwh)

平成26年8月

8月分	1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(月)	5日(火)	6日(水)	7日(木)	8日(金)	9日(土)	10日(日)	11日(月)	12日(火)	13日(水)	14日(木)	15日(金)	16日(土)	17日(日)	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)	22日(金)	23日(土)	24日(日)	25日(月)	26日(火)	27日(水)	28日(木)	29日(金)	30日(土)	31日(日)	総合計	
00:00~01:00	192	192	240	192	192	168	144	216	168	144	168	240	144	168	168	168	168	168	264	264	432	408	336	240	168	192	216	192	168	168	192	6,480	
01:00~02:00	216	240	336	168	192	192	192	216	192	192	168	216	216	192	168	336	264	192	216	168	432	288	192	312	168	168	192	216	168	168	6,792		
02:00~03:00	192	312	216	168	192	288	192	216	168	264	192	288	168	168	264	288	336	192	216	168	264	264	216	216	360	216	240	192	264	168	7,080		
03:00~04:00	240	216	168	312	312	312	312	216	312	312	168	384	288	192	336	168	192	336	288	192	240	264	240	192	240	264	360	264	192	312	336	8,160	
04:00~05:00	360	192	168	312	264	144	288	360	264	192	336	264	312	336	216	192	168	264	408	192	264	240	192	192	168	360	264	360	360	192	264	8,088	
05:00~06:00	216	168	168	168	192	192	168	384	168	168	264	216	168	240	144	168	144	144	216	144	264	240	192	144	144	216	192	192	264	144	168	6,000	
06:00~07:00	168	168	168	144	144	192	168	192	168	168	168	192	168	192	168	144	168	168	192	216	264	336	336	168	192	192	168	168	192	144	144	5,760	
07:00~08:00	264	264	264	216	240	216	288	240	144	168	192	312	240	192	216	192	216	288	312	360	432	432	384	264	312	240	288	264	216	240	168	8,064	
08:00~09:00	456	336	312	456	456	384	432	456	312	288	432	456	408	408	432	336	312	456	456	480	432	432	336	336	432	456	480	456	432	336	312	12,504	
09:00~10:00	480	336	312	504	480	408	456	480	336	312	456	480	480	456	456	336	312	456	504	504	504	408	312	312	456	432	456	456	432	312	360	12,984	
10:00~11:00	432	264	192	456	384	288	456	432	288	360	432	432	480	504	408	312	312	456	384	384	504	312	192	240	360	432	408	360	432	312	312	11,520	
11:00~12:00	288	168	168	336	336	168	336	312	168	216	312	312	360	360	288	144	168	312	288	336	432	360	168	192	336	336	288	288	288	216	240	8,520	
12:00~13:00	312	168	168	336	288	216	312	312	144	144	288	288	288	288	312	168	168	336	312	312	312	456	288	192	288	312	312	288	264	192	192	8,256	
13:00~14:00	408	312	336	408	432	192	432	312	192	216	384	384	312	312	384	192	264	384	432	336	360	312	336	240	432	360	312	336	336	168	192	10,008	
14:00~15:00	456	360	336	480	456	384	504	408	312	360	456	504	360	432	432	336	336	456	432	312	312	288	264	312	504	480	456	432	288	168	12,072		
15:00~16:00	408	216	168	408	408	312	432	456	336	336	432	408	480	456	408	312	288	456	360	456	360	336	216	288	336	456	408	432	432	336	336	11,472	
16:00~17:00	312	168	144	312	288	168	312	336	168	168	312	336	456	360	288	168	168	288	312	480	456	408	192	192	288	336	288	288	288	264	336	8,880	
17:00~18:00	216	168	168	216	216	192	240	216	168	168	216	192	192	192	192	168	168	192	216	456	456	384	216	168	216	216	216	240	192	168	240	6,864	
18:00~19:00	240	336	336	312	312	312	360	192	264	288	312	264	192	216	264	288	312	288	336	312	432	456	336	312	384	312	264	336	264	192	192	9,216	
19:00~20:00	336	336	336	312	312	336	408	312	312	360	408	336	312	360	336	336	360	408	360	336	408	240	360	336	360	360	360	384	360	336	264	10,680	
20:00~21:00	360	336	336	384	360	360	384	336	336	312	408	360	336	360	360	312	360	384	360	432	312	216	336	360	360	360	408	360	360	312	336	360	10,872
21:00~22:00	360	288	312	336	336	312	384	336	312	336	360	336	336	336	288	336	312	384	336	456	288	336	288	336	360	336	384	360	336	360	360	10,536	
22:00~23:00	192	192	264	264	264	312	384	264	240	312	336	312	312	216	192	192	264	336	192	384	384	384	168	168	288	312	288	360	216	240	288	8,520	
23:00~24:00	168	168	192	168	168	192	240	168	192	192	240	192	192	192	168	168	192	216	312	264	408	384	192	168	240	216	192	168	192	168	168	6,480	
合計	7,272	5,904	5,808	7,368	7,224	6,240	7,824	7,368	5,664	5,976	7,440	7,704	7,200	7,104	6,888	5,760	5,952	7,560	7,704	7,944	8,952	8,184	6,288	5,880	7,392	7,608	7,392	7,416	7,008	5,856	5,928	215,808	

平成26年10月

10月分	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)	7日(火)	8日(水)	9日(木)	10日(金)	11日(土)	12日(日)	13日(月)	14日(火)	15日(水)	16日(木)	17日(金)	18日(土)	19日(日)	20日(月)	21日(火)	22日(水)	23日(木)	24日(金)	25日(土)	26日(日)	27日(月)	28日(火)	29日(水)	30日(木)	31日(金)	総合計
00:00~01:00	312	168	144	144	144	168	168	144	144	192	144	168	144	168	144	168	192	264	168	120	192	168	144	144	192	144	144	192	192	168	144	5,232
01:00~02:00	216	168	168	168	216	144	168	192	168	216	192	168	192	168	168	144	192	168	312	144	192	144	144	144	120	264	144	192	216	216	144	5,592
02:00~03:00	144	312	192	168	312	168	144	144	144	216	192	240	312	144	120	144	168	120	192	144	168	144	168	144	168	312	168	216	192	312	120	5,832
03:00~04:00	192	216	240	288	216	216	144	288	168	216	312	312	240	240	168	144	192	144	144	144	192	144	288	168	168	168	168	192	144	192	6,240	
04:00~05:00	168	192	312	288	168	336	216	264	192	312	192	144	144	336	144	144	216	144	168	288	192	144	240	168	144	144	240	288	192	144	216	6,480
05:00~06:00	144	168	144	168	144	168	336	120	312	360	168	144	168	168	288	240	288	168	144	288	312	168	168	264	144	144	288	336	240	144	288	6,624
06:00~07:00	168	120	192	144	144	144	240	144	264	216	168	168	168	144	288	312	336	216	120	144	360	216	144	288	192	144	168	216	360	144	168	6,240
07:00~08:00	312	288	240	192	168	192	120	264	144	216	168	168	144	192	264	288	360	288	216	120	360	312	216	288	288	192	120	192	360	288	168	7,128
08:00~09:00	432	384	384	312	336	384	336	360	240	360	312	288	312	384	192	288	264	288	288	312	240	336	336	264	312	312	336	384	384	336	312	10,008
09:00~10:00	432	456	432	312	312	456	432	384	408	408	312	312	312	360	288	216	192	288	312	384	192	288	384	240	312	312	408	384	216	384	360	10,488
10:00~11:00	336	336	432	288	240	360	432	384	408	360	288	264	264	312	408	240	216	168	288	408	216	240	336	240	168	288	336	216	336	336	9,480	
11:00~12:00	264	264	288	168	144	240	312	216	264	264	168	144	144	240	360	312	336	168	144	192	384	240	240	360	144	144	216	264	216	240	192	7,272
12:00~13:00	264	264	312	168	168	240	216	192	240	264	144	168	144	192	192	360	360	144	120	216	360	216	192	360	120	120	216	288	384	216	192	7,032
13:00~14:00	384	384	288	168	168	336	216	240	240	288	144	144	168	288	264	240	312	264	144	192	264	384	216	240	264	144	192	240	360	144	0	7,320
14:00~15:00	432	432	408	288	312	408	360	264	312	408	240	288	288	360	240	216	216	288	264	288	216	360	312	216	312	216	384	216	216	264	0	9,024
15:00~16:00	384	384	456	312	288	360	408	384	384	408	336	312	336	312	312	240	192	144	288	3												